

八尾市職員給与条例及び八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市職員給与条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略	第1条～第5条 略
第5条の2 略	第5条の2 略
2～5 略	2～5 略
6 任命権者は、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員について、特別の事情により前項の規定による号給により難いときは、第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額をえた額のいずれかに相当する額（その額が <u>1,191,000円</u> を超える場合にあっては、 <u>1,191,000円</u> ）とすることができる。	6 任命権者は、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員について、特別の事情により前項の規定による号給により難いときは、第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額をえた額のいずれかに相当する額（その額が <u>1,224,000円</u> を超える場合にあっては、 <u>1,224,000円</u> ）とすることができる。
第5条の2の2～第22条 略	第5条の2の2～第22条 略
第23条 略	第23条 略
2 略	2 略
3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>	(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>
(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>	(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>
(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>	(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>
(6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>	(6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>
(7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>	(7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>
(8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>	(8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>
(9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>	(9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>
(10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>	(10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>
(11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>	(11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>
(12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>	(12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>
(13) 通勤距離が片道60キロメートル以上である職	(13) 通勤距離が片道60キロメートル以上である職

員 31,600円

4～6 略

第23条の2～第27条の2 略

第28条 略

2 前項の日直手当の額は、その勤務1回につき4,400円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

第29条 略

2 前項の宿直手当の額は、その勤務1回につき4,400円とする。

第30条～第41条 略

第42条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額416,600円

(2) 略

2・3 略

（期末手当）

第42条の2 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の95」とする。

4～6 略

第42条の3・第42条の4 略

（勤勉手当）

第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

員 38,700円

4～6 略

第23条の2～第27条の2 略

第28条 略

2 前項の日直手当の額は、その勤務1回につき4,700円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

第29条 略

2 前項の宿直手当の額は、その勤務1回につき4,700円とする。

第30条～第41条 略

第42条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額417,600円

(2) 略

2・3 略

（期末手当）

第42条の2 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の97.5」とする。

4～6 略

第42条の3・第42条の4 略

（勤勉手当）

第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 (3) 前項の職員のうち特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の87.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 (3) 前項の職員のうち特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額
3・4 略	3・4 略
第43条 略	第43条 略
第44条 職員が労働基準法第25条及び <u>同法施行規則</u> 第9条の規定に該当し給与の非常時払を請求した場合においては、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。	第44条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号） 第25条及び <u>労働基準法施行規則</u> （昭和22年厚生省令第23号）第9条の規定に該当し給与の非常時払を請求した場合においては、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。
第45条～第46条 略	第45条～第46条 略
第47条 略	第47条 略
2 略	2 略
3 第3章、第4章、第25条から第27条の2まで、第32条から第34条まで、第8章及び <u>第48条</u> の規定は、任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には適用しない。	3 第3章、第4章、第25条から第27条の2まで、第32条から第34条まで、第8章及び <u>次条</u> の規定は、任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には適用しない。
第48条～第50条 略	第48条～第50条 略

(2) 八尾市職員給与条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第22条 略	第1条～第22条 略
第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 略 (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上で <u>通勤のため自転車、原動機付自転車</u> その他の交通の用具を使用することを常例とする職員	第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 略 (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上で、 <u>通勤のため自動車</u> その他の交通の用具 <u>で規則で定めるもの</u> （第5項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
2 略	2 略
3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>当該各号に定める額</u> に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 (1) <u>通勤距離が片道5キロメートル未満である職員</u> 2,000円 (2) <u>通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> 4,200円 (3) <u>通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> 7,300円 (4) <u>通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> 10,400円 (5) <u>通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> 13,500円	3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、 <u>66,400円を超えない範囲内で通勤距離の区分に応じて規則で定める額</u> に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロ
メートル未満である職員 16,600円
- (7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロ
メートル未満である職員 19,700円
- (8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロ
メートル未満である職員 22,800円
- (9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロ
メートル未満である職員 25,900円
- (10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロ
メートル未満である職員 29,100円
- (11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロ
メートル未満である職員 32,300円
- (12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロ
メートル未満である職員 35,500円
- (13) 通勤距離が片道60キロメートル以上である職
員 38,700円

4 略

4 略

5 第1項第2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

6 略

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項は、市長が定める。

第23条の2～第25条 略

第26条 略

2 略

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額とする。

4～6 略

第26条の2～第41条 略

第42条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の

第23条の2～第25条 略

第26条 略

2 略

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額とする。

4～6 略

第26条の2～第41条 略

第41条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲

額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第42条 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条の2第1項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、大阪府における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

<p>(期末手当)</p> <p>第42条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の97.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第42条の3・第42条の4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第42条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>第43条～第46条 略</p> <p>第47条 略</p> <p>2 第3章、第4章及び第8章の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第48条～第50条 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第42条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の96.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第42条の3・第42条の4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第42条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の88.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>第43条～第46条 略</p> <p>第47条 略</p> <p>2 第3章、第4章及び第41条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第48条～第50条 略</p>
--	---

(3) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略</p> <p>（全時間勤務会計年度任用職員の地域手当）</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>（全時間勤務会計年度任用職員の地域手当）</p>
<p>第3条 全時間勤務会計年度任用職員の地域手当については、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号。以下「給与条例」という。）第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合</p>	<p>第3条 全時間勤務会計年度任用職員の地域手当については、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号。以下「給与条例」という。）第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合</p>

において、給与条例第19条の2第1項中「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と、同条第2項中「医療職給料表(1)」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1中医療職給料表(1)の区分」と、「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

第4条～第6条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第8条～第11条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第12条 略

2 前項に規定するもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給方法については、給与条例第7条第2項、第44条から第45条の2まで、第49条第1項及び第50条の規定を準用する。この場合において、給与条例第49条第1項中「この条例」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第

において、給与条例第19条の2第1項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、同条第2項中「医療職給料表(1)」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1中医療職給料表(1)の区分」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

第4条～第6条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第8条～第11条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第12条 略

2 前項に規定するもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給方法については、給与条例第7条第2項、第44条から第45条の2まで、第49条第1項及び第50条の規定を準用する。この場合において、給与条例第49条第1項中「この条例」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第

42条の2第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第14条～第14条の4 略

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）並びに特殊勤務手当に相当する報酬のうち市長が定めるものの額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第43条中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第43条中」と、「第49条第1項中」とあるのは「第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する

42条の2第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第14条～第14条の4 略

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）並びに特殊勤務手当に相当する報酬のうち市長が定めるものの額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第49条第1項中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた

同条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日以後に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものの勤勉手当については、第7条の規定にかかわらず、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日からその者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、同条中「100分の105」とあるのは、「100分の105（附則第3項の規定の適用を受ける者にあっては、100分の10）」とする。

4～10 略

第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日以後に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものの勤勉手当については、第7条の規定にかかわらず、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日からその者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、同条中「100分の107.5」とあるのは、「100分の107.5（附則第3項の規定の適用を受ける者にあっては、100分の12.5）」とする。

4～10 略

(4) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)</p>	<p>第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)</p>
<p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 (以下「全時間勤務会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当を支給する。</p>	<p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 (以下「全時間勤務会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当を支給する。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>第3条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当)</p>	<p>第3条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当)</p>
<p>第4条 全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当については、給与条例第42条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）別表第1中医療職給料表(1)の区分」と</p>	<p>第4条 全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当については、給与条例第41条の2及び第42条の規定を準用する。この場合において、給与条例第41条の2第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）別表第1</p>

読み替えるものとする。

中医療職給料表(1)の区分」と、給与条例第42条第1項中「第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員との他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条の2第1項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額及び同条第3項の規定による額並びに同条例第3条の規定による地域手当の」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める1週間当たりの」と読み替えるものとする。

第5条～第6条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第8条・第9条 略

第10条 短時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬については、給与条例第42条の規定を準用して得た額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を勤務1時間当たりの報酬の額とし、その者が勤務した時間に応じて支給する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）別表第1 中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。

第5条～第6条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第8条・第9条 略

第10条 短時間勤務会計年度任用職員の第一種初任給調整手当に相当する報酬については、給与条例第41条の2の規定を準用して得た額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を勤務1時間当たりの報酬の額とし、その者が勤務した時間に応じて支給する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）別表第1 中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。

2 短時間勤務会計年度任用職員の第二種初任給調整手当に相当する報酬については、給与条例第42条（第2項を除く。）の規定を準用して得た額を勤務1時間当たりの報酬の額とし、その者が勤務した時間に応じて支給する。この場合において、同条第1項中「当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条の2第1項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

第11条 短時間勤務会計年度任用職員の在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第23条の2から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）並びに特殊勤務手当に相当する報酬のうち市長が定めるもの

第11条 短時間勤務会計年度任用職員の在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第23条の2から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た

の額の合計額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2（第

額）並びに特殊勤務手当に相当する報酬のうち市長が定めるものの額の合計額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2（第

3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第14条～第14条の4 略

3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第14条～第14条の4 略

第14条の4の2 第14条の2の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の第一種初任給調整手当に相当する報酬については、第10条第1項の規定にかかわらず、給与条例第41条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1 中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。

2 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の第二種初任給調整手当に相当する報酬については、第10条第2項の規定にかかわらず、給与条例第42条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第19条の2第1項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の2又は第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得

第14条の5・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日以後に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものの勤勉手当については、第7条の規定にかかわらず、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日からその者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、同条中「100分の107.5」とあるのは、「100分の107.5（附則第3項の規定の適用を受ける者にあっては、100分の12.5）」とする。

4～10 略

た額を勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める1週間当たりの」と読み替えるものとする。

第14条の5・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日以後に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものの勤勉手当については、第7条の規定にかかわらず、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日からその者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、同条中「100分の106.25」とあるのは、「100分の106.25（附則第3項の規定の適用を受ける者にあっては、100分の11.25）」とする。

4～10 略